

多摩市長 殿

多摩市事業者用重点対策加速化事業補助金交付申請書
(事業者用太陽光発電システム・ソーラーカーポート)

多摩市事業者用重点対策加速化事業補助金の交付を受けたいので、多摩市事業者用重点対策加速化事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

所在地	(〒206-〇〇〇〇) 東京都多摩市関戸〇-〇-〇		
フリガナ	タマシヤクショカブシキカイシャ		
氏名又は法人名 及び代表者氏名	多摩市役所株式会社		
担当者名	多摩 太郎	電話番号	042-000-0000

2 補助対象機器等

☒ 事業者用太陽光発電システム	☐ ソーラーカーポート
設置事業所所在地	多摩市関戸〇-〇-〇

3 P P A ・ リース等による補助対象機器等の設置について

☐ 有 (設置先事業者名 : 予定契約方法 :)	☒ 無
---	---------------------------------------

4-1 事業者用太陽光発電システム

太陽電池の 公称最大出力(A)	30 kW	パワコンの 定格出力(B)	30 kW
市内事業者の利用有無	☐ 有 事業者名 : 所在地 : ☒ 無		
(A)又は(B)いずれか低い方×3万円 (市内事業者利用時) (50kW未満) ×2万円 (市外事業者利用時)	(C) 600,000 円		
補助対象経費(D)	1,000,000 円	交付申請額	600,000 円

※交付申請額は補助対象経費(D)の額又は(C)のいずれか低い額

4-2 ソーラーカーポート

補助対象経費	円	交付申請額	円
--------	---	-------	---

※交付申請額は補助対象経費の1/3又は100万円のいずれか低い額

5 国又は東京都による補助金の申請状況

申請状況	制度名	補助 (予定額)
☒ 申請済み又は 申請予定	① 東京都地産地消型再エネ促進事業	2,000,000 円
	②	円
☐ 申請予定なし		

※国からの補助金を受給した場合はこの補助金を申請することができません。

【注意事項】

下記の事項を必ずご確認ください。同意される場合は、☑を入れてください。同意できない場合は、申請をすることができません。ご注意ください。

※P P A等により補助対象機器等を設置する場合は、設置先事業者においても下記の事項に同意する必要があります。

☒	法定耐用年数を経過するまでの間、この補助金により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
☒	補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
☒	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取（F I T）制度の認定及びF I P（F e e d i n P r e m i u m）制度の認定を取得しないこと。
☒	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
☒	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める以下の遵守事項等に準拠して補助事業を実施すること。 （1） 地域住民及び市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して補助対象機器等の設置を行うよう努めること。 （2） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。 （3） 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象機器等の設計を行うよう努めること。 （4） 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。 （5） 20kW以上の太陽光発電システムの場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（この補助金の交付を受けようとする者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号並びに保守点検責任者の名称、氏名、住所、連絡先電話番号及び運転開始年月日、この補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 （6） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 （7） 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 （8） 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 （9） 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 （10） 補助対象機器等を処分する際は、関係法令（条例及び規則を含む。）の規定を遵守すること。 （11） 10kW以上の太陽光発電システムの場合、補助対象機器等の解体及び撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 （12） 10kW以上の太陽光発電システムの場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
☒	導入する事業者用太陽光発電システム又はソーラーカーポートで発電する電力が50パーセント以上自家消費されるものであること。
☒	補助金の交付の決定に必要な範囲で、市税の納税状況を調査し、確認することを承諾すること。
☒	災害発生時に、事業者用太陽光発電システムを活用した電力供給、物資の提供等、市民に対して支援を行うこと。

上記内容に同意します。

令和7年 ○月 ○日

申請者名 多摩市役所株式会社

年 月 日

設置先事業者名 _____

（P P A・リース等による設置を行う場合は記入してください。）